

赤谷湖湖面利用者協議会 会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協議会は、赤谷湖湖面利用者協議会（以下「利用者協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この利用者協議会は、相俣ダム本来の目的を達成しつつ、調和のとれた赤谷湖の積極的な利用を図り、もって地域活性化に資するよう赤谷湖利用計画を策定するとともに、ダム湖の環境を保全し利用時の安全を図ることを目的とする。

(協 議)

第3条 この利用者協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議するものとする。

- (1) 赤谷湖湖面利用計画の策定
- (2) 利用者の安全に関する情報交換及び連絡調整
- (3) その他目的を達成するための必要な事項

第2章 組 織

(組 織)

第4条 利用者協議会は、国土交通省利根川ダム統合管理事務所、関係行政機関、赤谷湖に関係する住民及び赤谷湖の利用者代表等（以下「委員」という。）（別紙）をもって組織する。

(役員を選任及び職務)

第5条 利用者協議会を円滑に運営するため、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、国土交通省利根川ダム統合管理事務所長とし、利用者協議会を代表し会務を総理する。

- 3 副会長は、みなかみ町長とし、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(事務局)

第6条 利用者協議会の事務局は、国土交通省利根川ダム統合管理事務所におくものとし、事務局員としてみなかみ町及び猿ヶ京温泉観光情報協会が参画する

第3章 利用者協議会の開催

(利用者協議会)

第7条 利用者協議会は原則として毎年1回これを開催するものとするが、会長が必要と認めた場合には臨時に開催することができる。

- 2 利用者協議会は第3条に定める事項について審議する。

(利用者協議会の招集及び成立)

第8条 利用者協議会は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 利用者協議会は、会議を構成する者又は代理出席により、過半数を超えた場合成立とする。

附 則

この会則は、平成25年11月25日から施行する。

(別紙)

赤谷湖湖面利用者協議会 委員名簿

名 称	機 関 名	役 職 名
会 長	国土交通省 利根川ダム統合管理事務所	所 長
副会長	みなかみ町	町 長
委 員	相俣区	区 長
〃	猿ヶ京区	区 長
〃	猿ヶ京温泉旅館協同組合	組合長
〃	猿ヶ京温泉民宿組合	組合長
〃	猿ヶ京ネットワーク	会 長
〃	猿ヶ京温泉 観光情報協会	会 長
〃	猿ヶ京温泉やど倶楽部	代 表 (2名)
〃	一般社団法人 猿ヶ京小学校スポーツアカデミー	代表理事
〃	赤谷湖遊船	代表取締役、取締役
〃	利根漁業協同組合	組合長
〃	みなかみ町 商工会	会 長
〃	みなかみ町 観光協会	代表理事
〃	利根沼田広域西消防署	署 長
〃	群 馬 県 利根発電事務所	所 長
〃	群 馬 県 利根沼田県民局 利根沼田行政事務所	所 長
〃	沼田警察署	署 長
〃	沼田警察署 新治交番	所 長
事務局	国土交通省 利根川ダム統合管理事務所	管理課
〃	国土交通省 利根川ダム統合管理事務所	相俣ダム管理支所
〃	みなかみ町	まちづくり交流課
〃	みなかみ町	観光課
〃	猿ヶ京温泉 観光情報協会	-